



鳥取県公報

平成 20 年 3 月 28 日 (金)
号外第 4 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|-------|--|
| ◇ 規 則 | 鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則 (45) (労働雇用課) 5 |
| | 鳥取県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則 (46) (〃) 10 |
| | 鳥取県水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則 (47) (農政課) 12 |
| | 鳥取県立農業大学校管理規則等の一部を改正する規則 (48) (農業大学校) 13 |
| | 鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則 (49) (水産課) 16 |
| | 鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則 (50) (〃) 21 |

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県訓練手当支給規則の一部改正について

1 規則の改正理由

県が求職者等に対して支給する訓練手当について、雇用対策法施行規則の一部改正及び国の要領改正に伴う所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 短期雇用特例被保険者（雇用保険被保険者であって、季節的に雇用される者又は短期の雇用に就くことを常態とする者をいう。）が失業により特例一時金の支給を受けた場合には、離職の日の翌日から起算して6箇月が経過する日と、失業していることについての認定が行われた日から起算して40日（現行 50日）を経過する日のうちいずれか早く到来する日までの間は、訓練手当を支給しない。
- (2) 公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受けている求職者等を訓練手当支給対象者としている規定について、当該公共職業安定所長を県内に所在する公共職業安定所の長に限定することを明記する。
- (3) 雇用対策法施行規則の一部改正に伴い、規則中引用している雇用対策法施行規則の根拠条項を改める。
- (4) 基本手当の支給対象者の居住する地域の級地の区分について、県内の地域については次のとおりとし、県外の地域は労働政策チーム長が別に定めることとする。

| 級地区分 | 地域 |
|------|--------------|
| 2級地 | 鳥取市 |
| 3級地 | 鳥取市以外の県内の市町村 |

- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日は、平成20年4月1日とする(4)を除き、公布日とする。

鳥取県立高等技術専門学校規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 県内における求人動向の変化にかんがみ、米子高等技術専門校の建築システム科を廃止する。
- (2) 高等技術専門学校へ入校する生徒の実情にかんがみ、入校を許可された者に対して求める提出書類（以下「提出書類」という。）を見直す。

2 規則の概要

- (1) 米子高等技術専門校の建築システム科を廃止する。
- (2) 入校しようとする場合において、短期課程の在職者訓練を除き入校者全員に求めている提出書類の取扱いを次のように改める。
 - ア 保証人の誓約書への連署

普通課程の普通職業訓練を受けるため入校しようとする者及び短期課程の普通職業訓練を受けるため入校しようとする未成年者についての誓約に限ることとする。
 - イ 健康診断書の提出

普通課程及び短期課程（総合実務科に限る。）の普通職業訓練を受けるため入校しようとする者に限ることとする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

鳥取県水産業協同組合法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

水産業協同組合法（以下「法」という。）の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 法が改正され、漁業協同組合等の組合員その他利害関係人等が選任の請求ができる者として監事が加え

られたことに伴い、所要の規定の整備を行う。

- (2) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

鳥取県立農業大学校管理規則等の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部が改正され、学生寮への入寮が全寮制から許可制に移行すること等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県立農業大学校管理規則の一部改正

学生寮への入寮の手続等を定める。

(2) 鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則の一部改正

大学校の施設の利用申込み等、施設使用料の納付及び減免について定めた規定中、引用している条例の根拠条項を改める。

- (3) 施行期日は、公布日とする(2)を除き、平成20年4月1日とする。

鳥取県海面漁業調整規則の一部改正について

1 規則の改正理由

漁業法及び水産資源保護法の一部が改正され、規則に定める漁業の許可及び漁業の禁止の規定に違反した者について新たに法の罰則が適用されること等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 漁業の許可及び漁業の禁止の根拠規定の整理

ア 規則で定めている特定の漁業の方法により営む漁業を禁止し、又はこれらの漁業について、知事の許可を受けるとしている規定について、違反者に対して法の罰則の規定が適用されることになることに伴い、根拠規定の整理を行う。

(ア) 現 行

規則で定める全ての規制の根拠規定

漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項

(違反者への罰則は規則で規定。6月以下の懲役、10万円以下の罰金、拘留又は科料)

(イ) 改正後

a 規則で定める漁業の禁止及び許可制度の根拠規定

漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項

(違反者への罰則は漁業法及び水産資源保護法で規定。3年以下の懲役、200万円以下の罰金、拘留又は科料)

b a以外の規則で認められる制限又は禁止の根拠規定

漁業法第65条第2項及び水産資源保護法第4条第2項

(違反者への罰則は規則で規定。6月以下の懲役、10万円以下の罰金、拘留又は科料)

イ 漁業権の内容たる地びき網漁業を営む場合にあっては、許可を要しないものとする。

- (2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は平成20年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県内水面漁場調整規則の一部改正について

1 規則の改正理由

漁業法及び水産資源保護法の一部が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 規則の趣旨を定める規定中、引用している漁業法及び水産資源保護法の根拠条項を改める。
- (2) ブラックバス等の移植を禁止している魚種について、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に同様の規定が設けられたことに伴い、移植の禁止規定及び当該規定に係る罰則の規定を削る。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成20年4月1日とする(1)を除き、公布日とする。

規 則

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第45号

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

鳥取県訓練手当支給規則（昭和42年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>（訓練手当の支給対象者）</p> <p>第3条 訓練手当は、<u>雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号）第2条第2項第1号、第3号から第8号の3まで、第10号から第12号まで及び附則第2条第1項第2号に掲げる者のいずれかに該当する求職者であって、県内に所在する公共職業安定所長の指示により公共職業能力開発施設を行う職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）を受けているもの又は公共職業安定所長の指示により求職者を作業環境に適応させる訓練（以下「職場適応訓練」という。）を受けているもの</u>に対して支給する。</p> | <p>（訓練手当の支給対象者）</p> <p>第3条 訓練手当は、公共職業安定所長の指示により公共職業能力開発施設を行う職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）を受けている次の各号のいずれかに該当する求職者及び求職者を作業環境に適応させる訓練（以下「職場適応訓練」という。）を受けている<u>次の各号のいずれかに該当する求職者</u>に対して支給する。</p> <p>（1）<u>高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第12条の中高年齢失業者等求職手帳の発給を受けている者</u></p> <p>（2）<u>経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律（平成13年法律第35号）第5条の規定による改正前の地域雇用開発等促進法（昭和62年法律第23号）第21条に規定する職業紹介活動により職業のあっせんを受けることが適当であると公共職業安定所長により認定された者</u></p> |

- (3) 激甚な災害を受けた地域において就業していた者であって、当該災害により離職を余儀なくされたもの
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（小学校及び幼稚園を除く。）、同法第124条に規定する専修学校、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第1項各号に掲げる施設又は同法第27条第1項に規定する職業能力開発大学校を新たに卒業した者であって、激甚な災害を受けた地域内に所在する事業所に雇用される旨が約され、その後当該災害により取り消され、又は撤回されたもののうち、当該災害により求職活動が困難となり、卒業後において安定した職業に就いていない者（当該取消し又は撤回後において新たに雇用される旨が約されていない者に限る。）
- (5) へき地又は離島に居住している者
- (6) 雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号）第1条第1項第7号イ(1)から(4)までのいずれにも該当する者
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第4号に規定する知的障害者であって、公共職業安定所による職業のあっせんを受けることが適当であると公共職業安定所長により認定されたもの
- (8) 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第6号に規定する精神障害者であって、公共職業安定所による職業のあっせんを受けることが適当であると公共職業安定所長により認定されたもの
- (9) 雇用対策法施行規則第2条第2項第8号に規定する者
- (10) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第10条の永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等であって、本邦に永住帰国した日から起算して5年を経過していないもの
- (11) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成14年法律第143号）第3条第2項に規定する帰国被害者等であって本邦に永住する意思を決定したと認められる日から起算して5年を経過していないもの及び帰国した同法第2条第1項に規定する被害者であってその同項に規定する被害者の配偶者等が北朝鮮内にとどまっていること等永住の意思を決定することにつき困難な事情があると認められるもの

- (12) 雇用対策法施行規則附則第2条第1項第2号に規定する漁業離職者
- (13) 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和52年法律第94号）第4条第1項又は国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則（昭和52年労働省令第30号）第3条の2の規定による漁業離職者求職手帳の発給を受けている者
- (14) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和56年法律第72号。以下「本四連絡橋特別措置法」という。）第16条第1項若しくは第2項又は本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に基づく就職指導等に関する省令（昭和56年労働省令第38号）第1条の規定による一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳の発給を受けている者
- (15) 港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第2条第1項第4号に規定する行為を行う事業の事業主であって、本四連絡橋特別措置法第2条第1号に規定する本州四国連絡橋の供用に伴い当該事業に係る事業規模若しくは事業活動の縮小又は当該事業の廃止（以下「事業規模の縮小等」という。）を余儀なくされたもの（当該事業規模の縮小等の実施について公共職業安定所長の認定を受けた事業主に限る。）に雇用されていた労働者で、当該事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされたもののうち、現に失業しており、又はその職業が著しく不安定であるため失業と同様の状態にあると認められるもの
- (16) 経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律（平成13年法律第35号）第1条の規定による廃止前の特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法（昭和58年法律第39号）第13条第1項若しくは第2項若しくは第14条若しくは特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法施行規則を廃止する等の省令（平成13年厚生労働省令第129号）第1条の規定による廃止前の特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法施行規則（昭和58年労働省令第20号）第11条の規定による特定不況業種離職者求職手帳又は雇用対策法施行規則附則第8条若しくは第9条の規定による石炭鉱業離職者求職手帳の発給を受けている者

2 訓練手当は、前項の規定に該当する者のほか、雇用対策法施行規則第2条第3項に規定する離農転職者であって、公共職業能力開発施設を行う短期課程（職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。）の普通職業訓練を受け、又は公共職業安定所長の指示により職業適応訓練を受けているものに対して支給する。

(基本手当)

第4条 略

2 基本手当の日額は、次の各号に掲げる支給対象者の居住する地域の級地の区分に応じて、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

(1)~(3) 略

3 前項の級地の区分に係る地域は、支給対象者が県内に居住する場合にあっては次の表の左欄に掲げる級地区分に応じ同表の右欄に掲げる地域とし、支給対象者が県外に居住している場合にあっては労働政策チーム長（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条の規定により設置された経済・雇用政策総室労働政策チームの長をいう。）が別に定める地域とする。

| 級地区分 | 地域 |
|------|--------------|
| 2級地 | 鳥取市 |
| 3級地 | 鳥取市以外の県内の市町村 |

4 第2項の規定にかかわらず、20歳未満である支給対象者に対して支給する基本手当の日額は、3,530円とする。

(技能習得手当)

第6条 略

2及び3 略

4 通所手当の月額、次の各号に掲げる支給対象者の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。ただし、その額が4万2,500円を超えるときは、4万2,500円とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に該当する者 自動車等を使用する距離が片道10キロメートル未満である者にあつ

2 訓練手当は、前項の規定に該当する者のほか、農業構造の改善に伴い農業従事者以外の職業に就こうとする農業従事者（他の安定した職業に就いている者を除く。）で雇用対策法施行規則第1条第1項第7号イ(2)及び(4)に該当するものであって、公共職業能力開発施設を行う短期課程（職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。）の普通職業訓練を受け、又は公共職業安定所長の指示により職業適応訓練を受けているものに対して支給する。

(基本手当)

第4条 略

2 基本手当の日額は、次の各号に掲げる労働雇用課長が別に定める支給対象者の居住する地域の級地の区分に応じて、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

(1)~(3) 略

3 前項の規定にかかわらず、20歳未満である支給対象者に対して支給する基本手当の日額は、3,530円とする。

(技能習得手当)

第6条 略

2及び3 略

4 通所手当の月額、次の各号に掲げる支給対象者の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。ただし、その額が4万2,500円を超えるときは、4万2,500円とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に該当する者 自動車等を使用する距離が片道10キロメートル未満である者にあつ

ては3,690円、その他の者にあつては5,850円（第4条第2項第3号に掲げる地域に居住する者で、通所のため利用できる交通機関のないもの又は自動車等を使用しないで交通機関を利用して通所するものとした場合において、支給対象者の住所若しくは居所からその利用することとなる交通機関の最寄りの駅（停留所等を含む。）までの距離が2キロメートル以上であるもの若しくはその利用することとなる交通機関の運行回数が1日10往復以下であるもの（以下「通所が不便である者」という。）のうち自動車等を使用する距離が片道15キロメートル以上である者にあつては、8,010円）

(3)～(5) 略

5～7 略

(調整)

第9条 訓練手当の支給を受けることができる者が、次の各号に掲げる給付の支給を受けることができる場合には、訓練手当は、支給しない。ただし、その者が第2号から第5号までに掲げる給付（雇用対策法施行規則第2条第2項第1号及び第3号から第8号の3までのいずれかに該当する者以外の者にあつては、第1号に掲げる給付を含む。）の支給を受けることができる場合であつて、当該給付の額が当該給付金に対応するこの規則に定める手当の額に満たないときは、その差額を支給する。

(1)～(6) 略

2 雇用保険法第39条第2項に規定する特例受給資格者（同法第41条第1項に該当する場合を除く。）が同法第40条の規定による特例一時金の支給を受けた場合には、当該離職の日の翌日から起算して6箇月が経過する日と同条第3項の認定が行われた日から起算して40日を経過する日のうちいずれか早く到来する日までの間は、訓練手当を支給しない。

ては3,690円、その他の者にあつては5,850円（第4条第2項第2号に掲げる地域に居住する者で、通所のため利用できる交通機関のないもの又は自動車等を使用しないで交通機関を利用して通所するものとした場合において、支給対象者の住所若しくは居所からその利用することとなる交通機関の最寄りの駅（停留所等を含む。）までの距離が2キロメートル以上であるもの若しくはその利用することとなる交通機関の運行回数が1日10往復以下であるもの（以下「通所が不便である者」という。）のうち自動車等を使用する距離が片道15キロメートル以上である者にあつては、8,010円）

(3)～(5) 略

5～7 略

(調整)

第9条 訓練手当の支給を受けることができる者が、次の各号に掲げる給付の支給を受けることができる場合には、訓練手当は、支給しない。ただし、その者が第2号から第5号までに掲げる給付（雇用対策法施行規則第2条第2項第1号から第8号の3までのいずれかに該当する者以外の者にあつては、第1号に掲げる給付を含む。）の支給を受けることができる場合であつて、当該給付の額が当該給付金に対応するこの規則に定める手当の額に満たないときは、その差額を支給する。

(1)～(6) 略

2 雇用保険法第39条第2項に規定する特例受給資格者（同法第41条第1項に該当する場合を除く。）が同法第40条の規定による特例一時金の支給を受けた場合には、当該離職の日の翌日から起算して6箇月が経過する日と同条第3項の認定が行われた日から起算して50日を経過する日のうちいずれか早く到来する日までの間は、訓練手当を支給しない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条の改正は、平成20年4月1日から施行する。

鳥取県立高等技術専門学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第46号

鳥取県立高等技術専門学校規則の一部を改正する規則

鳥取県立高等技術専門学校規則（昭和45年鳥取県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

| 改正後 | | | | | | 改正前 | | | | | |
|--|-----------------|----------|-------------------|---------------|----------|---|-----------------|----------|-------------------|---------------|-----------|
| （職業訓練の種類等） 第2条 専門学校で行う職業訓練の種類、訓練課程及び訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間は、次の表のとおりとする。 | | | | | | （職業訓練の種類等） 第2条 専門学校で行う職業訓練の種類、訓練課程及び訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間は、次の表のとおりとする。 | | | | | |
| 専門学校 の名称 | 職業訓 練の種 類 | 訓練 課程 | 訓練科 | 訓練 生定 員 | 訓練 期間 | 専門学校 の名称 | 職業訓 練の種 類 | 訓練 課程 | 訓練科 | 訓練 生定 員 | 訓練 期間 |
| 略 | | | | | | 略 | | | | | |
| 鳥取県 立米子 高等技 術専門 校 | 普通職 業訓練 | 普通 課程 | 自動車整 備科 | 50人 | 2年 | 鳥取県 立米子 高等技 術専門 校 | 普通職 業訓練 | 普通 課程 | 自動車整 備科 | 50人 | 2年 |
| | | | 設計・イ ンテリア 科 | 20人 | 1年 | | | | 建築シス テム科 | <u>30人</u> | <u>2年</u> |
| | | | デザイン 科 | 20人 | 1年 | | | | 設計・イ ンテリア 科 | 20人 | 1年 |
| 略 | | | | | | 略 | | | | | |
| 2 略 | | | | | | 2 略 | | | | | |
| （休業日） 第4条 休業日は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(5) 略 (6) 前各号に定めるもののほか、校長（鳥取県事務処理権限規則第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県立倉吉高等技術専門学校の長及び鳥取県立米子高等技術専門学校の長をいう。以下同じ。）が特に休業を必要と認めたる日 | | | | | | （休業日） 第4条 休業日は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(5) 略 (6) 前各号に定めるもののほか、校長（ <u>鳥取県立倉吉高等技術専門学校の長及び鳥取県立米子高等技術専門学校の長</u> （鳥取県事務処理権限規則第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県立倉吉高等技術専門学校の長及び鳥取県立米子高等技術専門学校の長）をいう。以下同じ。）が特に休業を必要と認めたる日 | | | | | |
| 2 略 | | | | | | 2 略 | | | | | |

| | |
|---|--|
| <p>(入校手続)</p> <p>第9条 入校を許可された者(第6条第2項に規定する者を除く。)は、校長の指定する期日までに次に掲げる書類を校長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 保証人が連署した誓約書(短期課程の普通職業訓練を受けるため入校しようとする者に対しては、当該者が未成年者である場合に限る。)(様式第2号)</p> <p>(2) 健康診断書(普通課程及び短期課程(総合実務科に限る。)の普通職業訓練を受けるため入校しようとする者に限る。)</p> <p>(3) 略</p> <p>2 前項第1号の保証人は、成年者であって、入校を許可された者の身上に関し、一切の責任を負い得る者でなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>様式第2号(第9条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>(注)</p> <p>1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</p> <p>2 保証人は、短期課程の普通職業訓練を受けるため入校する場合においては、本人が成年者であるときは、記入する必要はありません。</p> | <p>(入校手続)</p> <p>第9条 入校を許可された者(第6条第2項に規定する者を除く。)は、校長の指定する期日までに次に掲げる書類を校長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 保証人が連署した誓約書(様式第2号)</p> <p>(2) 健康診断書</p> <p>(3) 略</p> <p>2 保証人は、成年者であって、入校を許可された者の身上に関し、一切の責任を負い得る者でなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>様式第2号(第9条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>(注) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</p> |
|---|--|

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

鳥取県水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第47号

鳥取県水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県水産業協同組合法施行細則（平成20年鳥取県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | | | 改 正 前 | | |
|---|---|--|---|---|------------------------------------|
| 別表（第3条関係） | | | 別表（第3条関係） | | |
| 申請等を行 う者 | 申請等の区分 | 提出書類 | 申請等を行 う者 | 申請等の区分 | 提出書類 |
| 略 | | | 略 | | |
| 7 漁業協 同組合、 漁業生産 組合及び 水産加工 業協同組 合の組合 員その他 の利害関 係人並び に漁業協 同組合連 合会の会 員その他 の利害関 係人 | 法第43条第1 項（法第86条 第2項、第92 条第3項及び 第96条第3項 において準用 する場合を含 む。）の規定 による一時 役員 の職務を 行うべき者の 選任等の請求 | ア 一時理事 （監 事） 選任（総会 招集）請求書 イ～エ 略 | 7 漁業協 同組合、 漁業生産 組合及び 水産加工 業協同組 合の組合 員その他 の利害関 係人並び に漁業協 同組合連 合会の会 員その他 の利害関 係人 | 法第43条第1 項（法第86条 第2項、第92 条第3項及び 第96条第3項 において準用 する場合を含 む。）の規定 による一時 理事 の職務を 行うべき者の 選任等の請求 | ア 一時理事選任 （総会招集）請 求書 イ～エ 略 |
| 略 | | | 略 | | |

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

鳥取県立農業大学校管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第48号

鳥取県立農業大学校管理規則等の一部を改正する規則

(鳥取県立農業大学校管理規則の一部改正)

第1条 鳥取県立農業大学校管理規則(昭和59年鳥取県規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「削除条」という。)を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除条及び様式の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加条及び様式の表示を除く。)に改める。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下この条において「移動様式」という。)に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下この条において「移動後様式」という。)が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動後様式に対応する移動様式が存在しない場合には、当該移動後様式を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(学生寮への入寮の手続等)</p> <p><u>第21条 学生寮への入寮の許可を受けようとする者は、入寮許可申請書(様式第8号の2)を校長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 校長は、前項の入寮許可申請書の提出があった場合において、支障がないと認めるときは、入寮を許可するものとする。</u></p> <p><u>3 校長は、入寮を許可したとき又は当該許可をしないときは、速やかに、申請者にその旨を通知するものとする。</u></p> <p><u>4 前各項に定めるもののほか、学生寮への入寮に関し必要な事項は、校長が別に定める。</u></p> <p>(聴講の手続等)</p> <p>第21条の2 聴講の許可を受けようとする者は、所定の期日までに、聴講許可申請書(様式第8号の3)を校長に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 校長は、前項の規定により聴講を許可したとき</p> | <p>(学生寮への入寮)</p> <p><u>第21条 養成課程の学生は、大学校の学生寮に入寮しなければならない。ただし、特別の理由があって校長が認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>(聴講の手続等)</p> <p>第21条の2 聴講の許可を受けようとする者は、所定の期日までに、聴講許可申請書(様式第8号の2)を校長に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 校長は、前項の規定により聴講を許可したとき</p> |

は、聴講許可書（様式第8号の4）をその者に交付するものとする。

4 略

（受講の手續）

第24条 研修を受けようとする者は、所定の期日までに受講願書（様式第8号の5）を校長に提出しなければならない。

2 略

3 校長は、前項の規定により受講を許可したときは、受講許可書（様式第8号の6）をその者に交付するものとする。

4 第2項の規定により受講を許可された者は、所定の期日までに、誓約書（様式第8号の7）を校長に提出しなければならない。

5 略

（受講料の減免）

第26条 略

2 受講料の減免を受けようとする者は、受講料減免申請書（様式第8号の8）を校長に提出しなければならない。

様式第8号の2（第21条関係）

| | |
|---|--|
| <p>入寮許可申請書</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>私は、貴大学校の学生寮に入寮したいので、申請します。</p> <p>なお、入寮中は貴大学校の諸規程を遵守することを誓います。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名 印</p> | |
|---|--|

様式第8号の3（第21条の2関係） 略

様式第8号の4（第21条の2関係） 略

様式第8号の5（第24条関係） 略

は、聴講許可書（様式第8号の3）をその者に交付するものとする。

4 略

（受講の手續）

第24条 研修を受けようとする者は、所定の期日までに受講願書（様式第8号の4）を校長に提出しなければならない。

2 略

3 校長は、前項の規定により受講を許可したときは、受講許可書（様式第8号の5）をその者に交付するものとする。

4 第2項の規定により受講を許可された者は、所定の期日までに、誓約書（様式第8号の6）を校長に提出しなければならない。

5 略

（受講料の減免）

第26条 略

2 受講料の減免を受けようとする者は、受講料減免申請書（様式第8号の7）を校長に提出しなければならない。

様式第8号の2（第21条の2関係） 略

様式第8号の3（第21条の2関係） 略

様式第8号の4（第24条関係） 略

| | |
|-------------------|-------------------|
| 様式第8号の6（第24条関係） 略 | 様式第8号の5（第24条関係） 略 |
| 様式第8号の7（第24条関係） 略 | 様式第8号の6（第24条関係） 略 |
| 様式第8号の8（第26条関係） 略 | 様式第8号の7（第26条関係） 略 |

（鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則の一部改正）

第2条 鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則（平成19年鳥取県規則第80号）の一部を次のように改正する。

第1条中鳥取県立農業大学校管理規則第27条を削る改正規定の次に次の改正規定を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>（利用の申込み等）</p> <p>第29条 条例第11条の規定による許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、様式第10号による申込書に必要な応じて利用計画を記載した書面を添えて、利用しようとする日の7日前までに、校長に提出しなければならない。ただし、校長が特に必要があると認めるときは、利用しようとする日までに提出することができる。</p> <p>2 略</p> | <p>（利用の申込み等）</p> <p>第29条 条例第10条の規定による許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、様式第10号による申込書に必要な応じて利用計画を記載した書面を添えて、利用しようとする日の7日前までに、校長に提出しなければならない。ただし、校長が特に必要があると認めるときは、利用しようとする日までに提出することができる。</p> <p>2 略</p> |
| <p>（使用料の送付）</p> <p>第35条 条例第12条の規定による使用料は、当該利用許可に係る利用をする際に納付しなければならない。</p> | <p>（使用料の送付）</p> <p>第35条 条例第11条の規定による使用料は、当該利用許可に係る利用をする際に納付しなければならない。</p> |
| <p>（使用料の減免）</p> <p>第36条 条例第16条の規定による使用料の減免を行うことができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p>2 及び 3 略</p> | <p>（使用料の減免）</p> <p>第36条 条例第15条の規定による使用料の減免を行うことができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p>2 及び 3 略</p> |

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第49号

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則

鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号）第65条第1項及び第2項並びに水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第1項及び第2項の規定に基づき、漁業取締りその他漁業調整及び水産資源の保護培養のため必要な事項を定め、並びに漁業法の規定により知事の権限とされている事務を処理するため必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（漁業の許可）</p> <p>第8条 次に掲げる漁業の方法により漁業を営もうとする者は、<u>漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、第1号から第9号までに掲げる漁業の方法により営む漁業</u>にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、<u>その他の漁業の方法により営む漁業</u>にあつては当該漁業ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、<u>第14号に掲げる漁業の方法による漁業</u>にあつては、<u>漁業法第8条第1項の規定により漁業権の内容たる地びき網漁業を営む権利を有する者が当該権利に係る漁業を営む場合</u>は、この限りでない。</p> <p>（1）<u>小型まき網（ぬいきり網及びしぼり網を含み、総トン数5トン未満の船舶を使用するものに限る。以下当該漁業の方法による漁業を「小型まき網漁業」という。）</u></p> <p>（2）<u>まき刺網（狩刺網を含む。以下当該漁業の方法による漁業を「まき刺網漁業」という。）</u></p> <p>（3）<u>機船舶びき網（第13号に掲げるものを除く。）</u></p> | <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号）第65条第1項及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第1項の規定に基づき、漁業取締りその他漁業調整及び水産資源の保護培養のため必要な事項を定め、並びに漁業法の規定により知事の権限とされている事務を処理するため必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（漁業の許可）</p> <p>第8条 <u>漁業法第66条第1項に規定する漁業のほか、次の各号に掲げる漁業を営もうとする者は、第1号から第9号までに掲げる漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、漁業権又は入漁権に基づいて営む場合は、この限りでない。</u></p> <p>（1）<u>小型まき網漁業（ぬいきり網漁業及びしぼり網漁業を含み、総トン数5トン未満の船舶を使用するものに限る。以下同じ。）</u></p> <p>（2）<u>まき刺網漁業（狩刺網漁業を含む。）</u></p> <p>（3）<u>機船舶びき網漁業（第13号に掲げるものを除</u></p> |

以下当該漁業の方法による漁業を「機船船びき網漁業」という。）

(4) ごち網（以下当該漁業の方法による漁業を「ごち網漁業」という。）

(5) 敷網（以下当該漁業の方法による漁業を「敷網漁業」という。）

(6) こぎ刺網（以下当該漁業の方法による漁業を「こぎ刺網漁業」という。）

(7) かご網（こういか、ひらつめがに及びきんこばいの採捕を目的とするもの、総トン数10トン以上の動力漁船によるずわいがにの採捕を目的とするもの並びに漁業法第52条第1項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第6号）第1項第12号に掲げる海域以外の日本海の海域においてかごを使用してべにずわいがにの採捕を目的とするものを除く。以下当該漁業の方法による漁業を「かご網漁業」という。）

(8) 小型いかつり（総トン数5トン以上30トン未満の船舶を使用するものに限る。以下当該漁業の方法による漁業を「小型いかつり漁業」という。）

(9) すくい網（中海海域（境港市外江町米子屋鼻埋立地に設置された干拓記念碑と島根県松江市美保関町去ルガ鼻東端とを結んだ線以内の海域をいう。以下同じ。）及び境水道（境港市境港防波堤東端から正北の線と同市外江町米子屋鼻埋立地に設置された干拓記念碑と島根県松江市美保関町去ルガ鼻東端とを結んだ線により囲まれた海域をいう。以下同じ。）において3トン以上の動力漁船により集魚灯及び動力式漁労装置を使用するものに限る。以下当該漁業の方法による漁業を「すくい網漁業」という。）

(10) しいらつけ（以下当該漁業の方法による漁業を「しいらつけ漁業」という。）

(11) げんしき網（以下当該漁業の方法による漁業を「げんしき網漁業」という。）

(12) 固定式刺網（推進機関を備えない船舶により一重網を使用するものを除く。以下当該漁業の方法による漁業を「固定式刺網漁業」という。）

(13) かつら網（以下当該漁業の方法による漁業を「かつら網漁業」という。）

(14) 地びき網（以下当該漁業の方法による漁業を「地びき網漁業」という。）

(15) 小型定置（以下当該漁業の方法による漁業を「小型定置漁業」という。）

く。）

(4) ごち網漁業

(5) 敷網漁業

(6) こぎ刺網漁業

(7) かご網漁業（こういか、ひらつめがに及びきんこばいの採捕を目的とするもの、総トン数10トン以上の動力漁船によるずわいがにの採捕を目的とするもの並びにべにずわいがに漁業の取締りに関する省令（平成元年農林水産省令第44号）第1条第2項に規定する規制水域において動力漁船によるべにずわいがにの採捕を目的とするものを除く。）

(8) 小型いかつり漁業（総トン数5トン以上30トン未満の船舶を使用するものに限る。）

(9) すくい網漁業（中海海域（境港市外江町米子屋鼻埋立地に設置された干拓記念碑と島根県美保関町去ルガ鼻東端とを結んだ線以内の海域をいう。以下同じ。）及び境水道（境港市境港防波堤東端から正北の線と同市外江町米子屋鼻埋立地に設置された干拓記念碑と島根県美保関町去ルガ鼻東端とを結んだ線により囲まれた海域をいう。以下同じ。）において集魚灯及び動力式漁労装置を備えた総トン数3トン以上の動力漁船を使用するものに限る。）

(10) しいらつけ漁業

(11) げんしき網漁業

(12) 固定式刺網漁業（推進機関を備えない船舶により一重網を使用するものを除く。）

(13) かつら網漁業

(14) 地びき網漁業

(15) 小型定置漁業

(16) 潜水器（簡易潜水器を使用するものを含む。
以下当該漁業の方法による漁業を「潜水器漁業」
という。）

（漁業の許可の申請）

第9条 漁業法第66条第1項及び前条の規定による漁業の許可（以下「漁業の許可」という。）を受けようとする者は、漁業法第66条第1項に規定する漁業及び前条第1号から第9号までに掲げる漁業の方法により営む漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業の方法により営む漁業にあつては当該漁業ごとに様式第4号による許可申請書により許可を知事に申請しなければならない。

2及び3 略

4 県内に住所を有しない者が提出する漁業法第66条第1項に規定する小型機船底びき網漁業並びに前条第2号、第3号、第8号、第9号及び第12号に掲げる漁業の方法により営む漁業に係る第1項の申請書には、その者の住所地を管轄する知事の意見書を添付しなければならない。

5～7 略

（漁業の許可の内容の変更の許可）

第12条 漁業の許可を受けた者は、漁業の許可の内容（漁業法第66条第1項に規定する漁業及び第8条第1号から第9号までに掲げる漁業の方法により営む漁業（以下「船舶ごとに許可を要する漁業」という。）にあつては漁業種類（当該漁業を魚種、漁具、漁法等により区分したものをいう。以下同じ。）、船舶の総トン数及び馬力数、操業区域並びに操業期間をいい、その他の漁業の方法により営む漁業にあつては漁業種類、操業区域及び操業期間をいう。以下同じ。）を変更しようとするときは、様式第6号による変更許可申請書を知事に提出して、その許可を受けなければならない。

2 略

（漁業の許可及び起業の認可をする数の最高限度）

第23条 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、第8条各号に掲げる漁業の方法により営む漁業につき及び漁業法第66条第1項に掲げる漁業のうち同条第3項の規定により知事が許可をすることができる船舶の隻数の最高限度が定められた漁業以外の漁業につき、漁業の許可又は起業の認可をする数の最高限度を定めること

(16) 潜水器漁業（簡易潜水器を使用するものを含む。以下同じ。）

（漁業の許可の申請）

第9条 漁業法第66条第1項及び前条の規定による漁業の許可（以下「漁業の許可」という。）を受けようとする者は、漁業法第66条第1項に規定する漁業にあつては船舶ごとに、前条第1号から第7号までに掲げる漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに様式第4号による許可申請書により許可を知事に申請しなければならない。

2及び3 略

4 県内に住所を有しない者が提出する漁業法第66条第1項に規定する小型機船底びき網漁業並びに前条第2号、第3号、第8号、第9号及び第12号に掲げる漁業に係る第1項の申請書には、その者の住所地を管轄する知事の意見書を添付しなければならない。

5～7 略

（漁業の許可の内容の変更の許可）

第12条 漁業の許可を受けた者は、漁業の許可の内容（漁業法第66条第1項に規定する漁業及び第8条第1号から第7号までに掲げる漁業（以下「船舶ごとに許可を要する漁業」という。）にあつては漁業種類（当該漁業を魚種、漁具、漁法等により区分したものをいう。以下同じ。）、船舶の総トン数及び馬力数、操業区域並びに操業期間をいい、その他の漁業にあつては漁業種類、操業区域及び操業期間をいう。以下同じ。）を変更しようとするときは、様式第6号による変更許可申請書を知事に提出して、その許可を受けなければならない。

2 略

（漁業の許可及び起業の認可をする数の最高限度）

第23条 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、第8条各号に掲げる漁業につき及び漁業法第66条第1項に掲げる漁業のうち同条第3項の規定により知事が許可をすることができる船舶の隻数の最高限度が定められた漁業以外の漁業につき、漁業の許可又は起業の認可をする数の最高限度を定めることができる。

ができる。
2～4 略

(漁業の禁止)
第41条 次に掲げる漁業の方法により営む漁業は、漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、営んではならない。
(1) 空釣こぎ
(2) 沖縄式追込網

(遊漁者等の漁具又は漁法の制限)
第44条 漁業者が漁業を営むためにする場合又は漁業従事者が漁業者のためにする場合を除き、次の各号に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。
(1)～(4) 略
(5) 徒手採捕

(火船の隻数制限等)
第48条 次の表の左欄に掲げる漁業に使用することができる火船(集魚を目的とする照明設備を備える船舶をいう。)の隻数は、同表中欄に定める数の範囲内であって、1隻当たりの集魚を目的とする照明設備の総設備容量は、それぞれ同表右欄に定める容量の範囲内でなければならない。

| 漁業の種類 | 隻数 | 総設備容量 |
|---|----|-------|
| 略 | | |
| いか釣り漁業(指定漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)別表第2いか釣り漁業の項第1号口からりまでの海域におけるいか釣り漁業に限る。) | 略 | |
| 略 | | |

第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
(1) 第36条、第37条第1項、第38条から第40条まで、第42条、第43条、第45条から第49条まで、第50条第1項又は第51条第7項の規定に違反した者
(2)～(4) 略
2 略

2～4 略

(漁業の禁止)
第41条 次の各号に掲げる漁業は、営んではならない。
(1) 空釣こぎ漁業
(2) 沖縄式追込網漁業

(非漁民等の漁具又は漁法の制限)
第44条 漁業者が漁業を営むためにする場合又は漁業従事者が漁業者のために場合を除き、次の各号に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。
(1)～(4) 略
(5) 歩行徒手採捕

(火船の隻数制限等)
第48条 次の表の左欄に掲げる漁業に使用することができる火船(集魚を目的とする照明設備を備える船舶をいう。)の隻数は、同表中欄に定める数の範囲内であって、1隻当たりの集魚を目的とする照明設備の総設備容量は、それぞれ同表右欄に定める容量の範囲内でなければならない。

| 漁業の種類 | 隻数 | 総設備容量 |
|---|----|-------|
| 略 | | |
| いか釣り漁業(承認漁業等の取締りに関する省令(平成6年農林水産省令第54号)別表第2第一種いか釣り漁業の項二の口からちまでの海域におけるいか釣り漁業に限る。) | 略 | |
| 略 | | |

第61条 次の各号の一に該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
(1) 第8条、第36条、第37条第1項、第38条から第43条まで、第45条から第49条まで、第50条第1項又は第51条第7項の規定に違反した者
(2)～(4) 略
2 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前の鳥取県海面漁業調整規則(以下「旧規則」という。)第8条の規定により知事がした漁業の許可で、この規則の施行の際現に効力を有するものは、その有効期間満了までは、改正後の鳥取県海面漁業調整規則(以下「新規則」という。)第8条の規定により知事がした許可とみなす。

3 この規則の施行前に旧規則の規定により提出された申請書その他の書類は、新規則の相当する規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

4 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第50号

鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

鳥取県内水面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号）<u>第65条第2項</u>及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）<u>第4条第2項</u>の規定に基づき、漁業取締りその他漁業調整及び水産資源の保護培養のため必要な事項を定め、並びに漁業法の規定により知事の権限とされている事務を処理するため必要な事項を定めるものとする。</p> | <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号）<u>第65条第1項</u>及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）<u>第4条第1項</u>の規定に基づき、漁業取締りその他漁業調整及び水産資源の保護培養のため必要な事項を定め、並びに漁業法の規定により知事の権限とされている事務を処理するため必要な事項を定めるものとする。</p> |
| | <p>（移植の禁止）</p> <p><u>第25条の2</u> 次に掲げる魚種（卵を含む。）は、これを移植してはならない。</p> <p>（1） <u>ブラックバス（オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚をいう。）</u></p> <p>（2） <u>ブルーギル</u></p> |
| <p>第41条 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>（1） 第8条、第24条、第25条第1項、<u>第26条</u>から第37条まで又は第38条第6項の規定に違反した者</p> <p>（2）～（4） 略</p> <p>2 略</p> | <p>第41条 次の各号の<u>一に</u>該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>（1） 第8条、第24条、第25条第1項、<u>第25条の2</u>から第37条まで又は第38条第6項の規定に違反した者</p> <p>（2）～（4） 略</p> <p>2 略</p> |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正は、平成20年4月1日から施行する。